

予 定 管 理 方 法 書

県営土地改良事業大力谷地区（区画整理事業）によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

三次市土地改良区

2 管理すべき施設の種類の種類

名称	箇所数又は延長	摘要
道路	(13ヶ線 L=0.7km) 16ヶ線 L=1.8km	
用水路	(3ヶ線 L=0.4km) 3ヶ線 L=0.4km	
排水路	(15ヶ線 L=1.1km) 15ヶ線 L=1.1km	
用排水路	(-) 1ヶ線 L=0.1km	
用水路	(一式 L=4.6km) 一式 L=4.6km	農業用用排水施設整備

3 貯水放流，取水又は排水に関する基本事項

なし

4 管理に要する費用の概算及び負担方法

区分	標準年間経費の概算額（千円）	合計	摘要
道路	(43) 39	(130) 136	m当たり単価：61円
用水路	(12) 13		m当たり単価：34円
排水路	(35) 33		
用排水路	(-) 2		
用水路 (農業用排水施設整備)	(40) 49		

負担方法 大力谷地区内受益者が地積割に負担する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

三次市土地改良区が定款、規約により良好な維持管理を行う。